

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

長野市長 荻原 健司

市町村名 (市町村コード)	長野市 (202011)
地域名 (地域内農業集落名)	20 松代町東条、皆神台、松代温泉、豊栄、西条地区 ()
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年4月17日(水) (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・地区全体において、高齢化が進み、後継者・担い手の確保が困難である。

・耕作放棄地が拡大しており、野生鳥獣被害の増加にも影響しているが、復元には多くの手間と経費が必要であるため、農地の集約・集積化の足かせとなっている。

・狭小で機械化が図れず、耕作をあきらめる農地が多くあり、営農の継続には基盤整備が必要である。

・個々での営農には限界があり、農業だけでは経済的に厳しいことから、営農の継続には効率的で生産性が高く儲かる農業につなげることが重要である。

・耕作に対する意識の低下から、ビジネスとして農業を捉える人が少なく、営農の拡大につなげていない。

・今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、70歳以上で後継者不明の農業者の耕作面積の方が多く、新たな受け手の確保が必要である。

・中山間地の圃場は傾斜地が多く、耕起作業や畦草刈等において作業の危険性が高い。作業に従事する人のほとんどが高齢者ということを考えると、農地を維持していくための大きな課題となっている。

・兼業農家にとって会社勤めの定年が70歳近くまで延長されると、休日だけで今の耕作面積を維持することは困難になる。

・農業資材、農薬、肥料、農業機械、燃料等の高騰により農業収益は全く釣り合いのとれないものになっている。

・農業従事者の高齢化が進む中で、水稻栽培から収益性の高い作物への転換は、あらゆる面で負担増につながることから転換は難しい。

・水稻栽培をしている圃場は多いが、気候変動(少雨)や所によっては夏場の用水確保が課題となっている。安定した水源確保が必要である。

・水稻栽培では代かき、田植え、稲刈り、脱穀等で複数の機械が必要となるが、各種機械が高額であり更新時の負担が大きいため経営的にも水稻栽培の継続が難しくなる。

・水稻栽培においては、自家消費がほとんどで販売に結びついていない。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・豊栄、西条地区(欠区)の狭小・不整形な水田等の農地を、生産性の高い農地にするため基盤整備事業の導入を進めていく。基盤整備後は中心経営体を中心に収益性の高いブドウや野菜などの栽培を行っていく。

・東条地区は、特産のあんずの開花時に毎年あんずまつりを開催するなど、観光と地域おこしを進めている。今後も、あんず栽培が継続・発展できるよう、若手農業者を中心に法人化について検討していく。

・新たな取り組みとして、ヘーゼルナッツの栽培について導入を検討する。

・農作業の効率化を図るため、JA等の協力を得ながらスマート農業の導入を図っていく。

・ブドウ栽培の施設(棚)が残されている農地や後継者のいない農地も多いことから、そのような農地は、現在ブドウ栽培を行っている農業者や新規就農者を募っていく。

・水稻栽培が継続できるよう受託作業の体制を図っていく。

・圃場の法面の畦草刈等危険な作業、負担を軽減するため、専用の機械、防草シート等を導入するため行政からの支援も含め検討・実施する。

・有害鳥獣から農作物を守るため、行政からの支援も含め対応策を図る。また、販売収入につなげるためJAが推奨している食害に遭いにくい農産物(ピーマンなど)について栽培の拡大を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	256 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	256 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

注: 区域内の農用地等面積について、話し合い当初の区域から、以下(2)記載の区域としたことにより、変更しております。

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農用地等の区域は、農振法第10条第3項各号の基準により設定されている農用地区域を基本とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

当面は、現在の耕作者が営農を継続するが、将来的には、中心経営体を中心に実情に応じて担い手を選出するほか、新規就農者の育成や入作を希望する認定農業者等の受入れを促進することで対応していく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農業委員会による利用状況調査の結果を長野市農業公社と共有し、地域の農地状況を把握することで新規就農者及び規模拡大を目指す既存農業者への農地の貸借等が速やかに行えるようにする。

(3) 基盤整備事業への取組方針

・農業の生産効率の向上や機械化による農地の集約・集積化を図るため、現在、豊栄地区と西条地区(欠区)の3箇所(計画地は約16ha)において基盤整備事業の導入を進めている。市及び県の担当課と協議しながら営農計画等の検討を行い、事業実施に向けた取り組みを行う。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

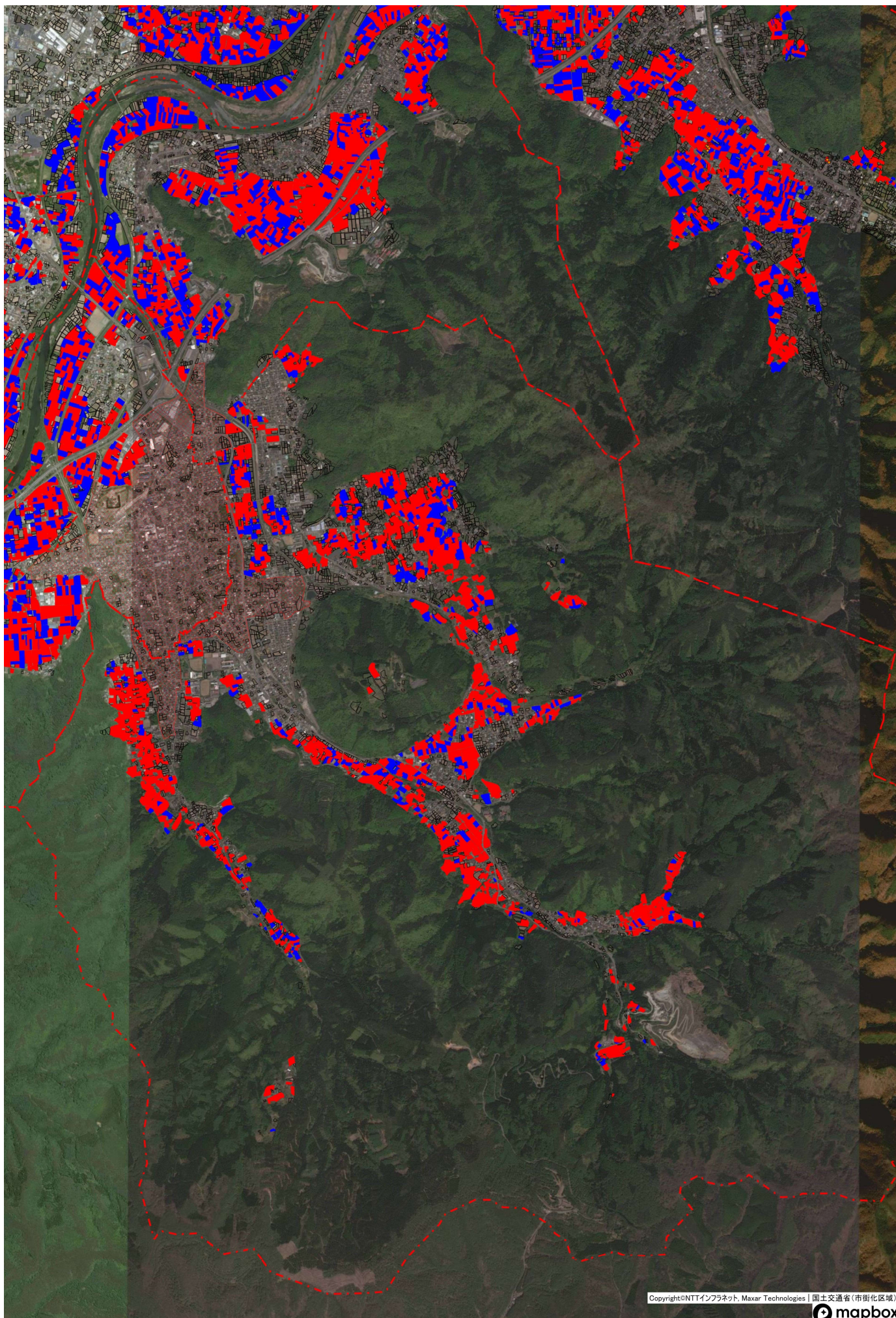
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、長野市・長野市農業公社及び長野県・長野県農業大学校、JA等と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

作業の効率化が期待できる作業は、JA等を通じて法人・営農集団への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携等	☒	⑩その他
【選択した上記の取組方針】									
○営農意識の改善に関する取組方針…⑩ 生産性の向上と農業収入の増加を図るため、地域に適した作目の選定や適正な管理方法、販路の拡大等に関する検討会の開催や農業専門指導員等による営農指導、有利な補助制度の活用に関する行政の支援など、農業に関する意識を改善し、営農の継続と農業の活性化につながるための取り組みについて検討する。									
○集落営農組織の設立に関する取組方針…⑩ 高齢化や担い手の不足から、営農の継続が困難な農家を支援するとともに、地域の農地利用の一端を担っていくための、集落営農組織の設立に関する取り組みについて検討する。									



Copyright©NTTインフラネット, Maxar Technologies | 国土交通省(市街化区域)



青：現耕作者が耕作 赤：今後検討等（令和元～２年度実施の人・農地プランアンケートを基本に作成）

※ 話し合い当初の区域から、計画区域を変更しております。（作成時点：令和６年８月）